

議案第 20 号

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

渋川市小口資金融資促進条例（平成 18 年渋川市条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (借換えの特例)</p> <p>2 この条例に基づく資金の既往債務について、平成18年2月20日から令和6年3月31日までの間に融資申込みがあった場合に限り、この条例に基づく融資により借換えができるものとする。なお、借換えにおける条件及び手続等については、この条例に定めるもののほか、渋川市小口資金借換事務取扱要綱によるものとする。</p>	<p>附 則 (借換えの特例)</p> <p>2 この条例に基づく資金の既往債務について、平成18年2月20日から令和5年3月31日までの間に融資申込みがあった場合に限り、この条例に基づく融資により借換えができるものとする。なお、借換えにおける条件及び手続等については、この条例に定めるもののほか、渋川市小口資金借換事務取扱要綱によるものとする。</p>